

第⑧章 今後の課題

北九州市は、過去の厳しい公害を市民、事業者、行政が一体となって克服し、その中で培われた「財産」である「環境保全技術」と「市民、事業者、行政のパートナーシップ」を生かして、環境国際協力とエコタウン事業を積極的に推進してきました。こうした取組は世界的な評価を受けるまでになっており、「北九州市ルネッサンス構想」に掲げる「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”」を目指し、快適で質の高い生存環境のもとで、国際経済社会の発展を担う創造的な産業活動や研究活動が展開する都市への再生を図っています。

一方、今日の環境問題は、地球環境問題に代表されるように広範多岐にわたるものであり、被害者と加害者が明確に分けられないなど、これまでの産業公害問題とは異なる特徴を有しています。これらの環境問題に積極的に取り組んでいくため、平成12年12月に今後の本市の環境保全行政の指針となる「北九州市環境基本条例」を制定し、翌年1月から施行しました。この基本条例に掲げている基本理念を市民、事業者、行政がしっかりと認識し、それぞれの立場で今後とも公害防止の徹底に努め、残された課題である交通公害対策や有害化学物質対策などについて引き続き重点的に取り組むとともに、資源の節約と環境負荷の削減を図り、持続可能な社会を形成するため、ごみの資源化・減量化の推進をはじめとする資源循環型社会の構築に努めていかなければなりません。

これらを踏まえ、北九州市は、市民がより快適な環境を享受し誇れる街としてさらに飛躍するため、また、ヨハネスブルグサミットにおいて、本市が世界の環境モデル都市と認められたように、国際社会や将来の世代からの期待に応えるため、「世界の環境首都」を目標に、市民参画を基本として、さらに環境政策を推進していきます。

1 住み良い環境の街の創造

市民が快適に安心して暮らせる住み良い環境の街を創造していきます。このため、環境をより幅広い視点でとらえ、また、市民の視点に立った環境政策を進めるとともに、すべての政策において「環境の視点」を導入していきます。

2 公害防止の徹底

公害防止計画の推進を中心とする現在までの取組の結果、産業公害はほぼ沈静化しています。しかし、都市・生活型公害、特に主要幹線道路沿道における自動車からの排気ガス・騒音は、環境基準に不適合となっている箇所があるなど、必ずしも改善が図られたとは言い難いです。

このため、今後とも、産業公害の防止や都市・生活型公害の改善に努めていく必要があります。とりわけ自動車公害対策については、引き続き単体対策としての低公害車の普及、交通流対策、道路構造の改善などの各種施策を行うとともに、アイドリング・ストップ等のエコドライブ運動を市民・事業者とともに進めていきます。

3 有害化学物質対策

これまでの公害問題に代わり、近年は有害大気汚染物質に代表されるような新たな環境汚染が問題となっています。

このため、PRTR法に基づき、化学物質について排出及び移動の実態を把握するとともに、環境調

査を実施し、必要な排出抑制対策に取り組んでいきます。

また、有害大気汚染物質に関する情報収集を行うとともに、ホームページ等を通じて市民に情報提供を行います。

4 地球温暖化対策

地球温暖化対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 11 年 4 月）により、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が明らかにされ、地域レベルでの足元からの取組が求められました。

本市では、「省エネルギービジョン（平成 14 年度～平成 15 年度）の策定を行っているところです。また、地球温暖化に関する講演会・シンポジウム等の開催、環境家計簿の普及などを通じ、地球環境問題に対する市民の理解と協力を得るための啓発活動を実施してきました。

地球環境問題の解決にあたっては、地域住民の協力が不可欠であり、今後、啓発活動に重点をおいた施策を実施していく必要があります。

5 循環型社会の構築

市民啓発事業と推進事業によりごみの減量化・資源化施策を積極的に展開しています。

今後ともキャンペーンや情報誌などでの啓発を通じて市民意識の向上を図り、市民が自主的に行う環境保全活動に対する支援や資源回収活動意欲を高めていく施策などを推進していく必要があります。

廃棄物をめぐる問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せない問題であり、この問題の解決のためには「大量生産・大量消費・大量廃棄」の生活様式・産業構造を根本から見直すことが必要です。このため、生産の段階からリサイクルと発生抑制・廃棄物の減量化を考えた産業活動を行うこと、繰り返し使えるものは再利用することなど、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本に、さらには、環境に優しいリサイクル製品を使うこと（グリーン購入の促進）など、循環型の生活様式・産業構造の社会への転換を図る必要があることから、本市における循環型社会の形成に向けた基本指針である「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を市民、事業者、行政が一体となって確実に推進していきます。

また、地域レベルにおける循環型社会形成に向けた先駆的な取組である北九州エコタウン事業では、これまでの取組を広げ、資源循環に関する新たな産業や技術の集積を図ることにより、アジアにおける「国際資源循環・環境産業拠点都市」を目指し、積極的に事業の推進を図ります。

6 環境国際協力の推進

昨年のヨハネスブルグ・サミットでは、地球環境の保全のため、地域から行動を起こすことが求められています。近年、アジアのみならず様々な途上国から、深刻化する地域の環境問題の解決のため、北九州市に対する国際協力の要請が増加しており、環境産業市場の育ちつつある韓国、中国等においては、ビジネスベースの協力の可能性も高まっています。また、アジアの諸都市の環境改善のためのネットワークである「ESCAP クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の拠点を持つ都市として、国際的にリーダーシップを発揮することが求められています。

このような要請や課題に応え、21 世紀における本市の環境国際協力のあり方を示した「北九州市環

境国際協力推進計画』及び『北九州市地域別環境協力戦略』を推進していくとともに、ヨハネスブルグ・サミットでの本市の国際公約である「アジアの均衡ある発展に向けたパートナーシッププログラム (ASPRO)」を推進します。

これまで築いてきた国際的ネットワークを通じて、市民・NGO、企業、大学・研究機関、行政の有する経験や技術・ノウハウを、海外の都市、地域社会と共有を図り、地域環境の保全に貢献するとともに、国際環境ビジネスの展開など本市の地域活性化にもつなげていきます。

7 自然環境の保全とふれあいの確保

近年、希少な動植物の保護に加え、外来種の問題、身近な自然としての里地里山の保全・活用、市民と自然とのふれあい促進など、新たな課題への対応が求められています。

このため、本市では、市民、NPO、専門家、行政などが連携して、豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進するための総合的な計画として「(仮称)北九州市自然環境保全基本計画」を平成 15 年度から 2 年をかけて策定することとしています。